

# 入札説明書

介護分野における人材確保のための  
雇用管理改善推進事業（愛知県）

【低入札価格調査案件】

愛知労働局

「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（愛知県）」の調達に係る入札公告（令和5年2月9日付）に基づく入札等については、他の法令等で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 第1 入札及び契約に関する事項

### 1 契約担当官等

支出負担行為担当官

愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎

### 2 一般競争に付する事項

#### (1) 件名

「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（愛知県）」

#### (2) 仕様

別添1「「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（愛知県）」委託要綱」（以下、「委託要綱」という。）及び別添2「「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（愛知県）」仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

※委託要綱及び仕様書の不明点については、電子メールにより下記4（1）の担当者に照会すること。

#### (3) 契約期間

令和5年4月3日（予定）から令和6年3月29日まで

#### (4) 履行場所

仕様書のとおり

#### (5) 入札方式

電子調達システムによる入札とする。ただし、これにより難しい者は、その理由を明らかにさせ承諾を与えた場合に限り、紙入札方式に代えることができるものとする。

#### (6) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。

イ 入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の遂行に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。また、契約条件については委託要綱の様式第4号「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（愛知県）委託契約書（案）」（以下「契約書」という。）を十分確認の上、入札金額を見積もること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ この契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を

行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

オ 一般競争入札（総合評価落札方式）であるが、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条に基づく低入札価格調査基準額を設ける。

(7) 入札保証金及び契約保証金

免除する（会計法第29条の4、第29条の9、予決令第72条第1項、第77条第2号及び第100条の3第3号による。）。

### 3 競争参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(2) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| ① 厚生年金保険    | ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） |
| ③ 船員保険      | ④ 国民年金                  |
| ⑤ 労働者災害補償保険 | ⑥ 雇用保険                  |

- (5) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
  - イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公告における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
- ア 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
  - イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
  - ウ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
  - エ 入札書提出時において、過去3年間に上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- (7) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。

#### 4 入札に係る問い合わせ等

##### (1) 入札説明書の交付場所

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦二丁目14番25号 ヤマイチビル13階

愛知労働局職業安定部職業安定課職業紹介係 担当：山田

電話：052-219-5505

メールアドレス：[yamada-shuu@mlw.go.jp](mailto:yamada-shuu@mlw.go.jp)

##### (2) 入札に関する問い合わせ先及び期間

###### ア 問い合わせ先・方法

上記4(1)のアドレスへのメールにて受け付ける。添付ファイルや画像データ等は開封しないので、質問内容はメール本文に全て記載すること。

なお、メールの件名は本事業に係る問い合わせであることが分かるものとする。

###### イ 問い合わせの受付期間

令和5年2月9日（木）～令和5年3月6日（月）17時

###### ウ 問い合わせに対する回答

問い合わせに対する回答は、令和5年3月7日（火）12時までに、質問者及び入札書類を交付しかつ入札に参加を希望する者に対しメール等で行う。

ただし、総合評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

(3) 入札説明書の交付期間

令和5年2月9日（木）9時～令和5年3月6日（月）17時

（ただし、受付は開庁日の9時から12時、13時から17時までとする。）

なお、愛知労働局ホームページ ([https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/choutatsu\\_uriharai/nyusatsu.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatsu.html)) にて入札説明書のダウンロードが可能（無償で配布。事前連絡は不要。）であるため、入札説明書をダウンロードした者については、令和5年3月6日（月）17時まで  
に上記4（1）の担当へメールにて連絡すること。

5 入札説明会の開催

以下のとおり入札説明会を開催する。

(1) 開催日時

令和5年2月20日（月）10時30分

(2) 開催場所

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館4階  
愛知労働局会議室

(3) 出席人数

1機関あたり2名までとする。

(4) その他

説明会への参加を希望する場合は、令和5年2月17日（金）16時までに上記4（1）の連絡先へメールにて申し込むこと（期限厳守。また、説明会への参加を認めない場合を除いて当該説明会の申込みに対する回答は行わない。）。

なお、メールの件名は、本事業に係る入札説明会参加希望であることが分かるものとし、本文に説明会に参加する者の事業者名、所在地、参加者の氏名、所属及び連絡先の電話番号を記載すること。また、説明会の会場で入札説明書の配布はしないため、事前に上記4（1）の場所、または愛知労働局ホームページで入札説明書を入手してから参加すること。

6 提案書類の提出等

(1) 提案書類の受領期限

令和5年3月8日（水）12時

（ただし、受付は開庁日の9時から12時、13時から17時、最終日は12時までとする。）

(2) 提案書類の提出方法

原則、上記4（1）まで直接持参すること。

また、郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、封筒に担当者の職氏名及び連絡先を明記し  
上記4（1）あてに受領期限の前日までに到着するように送付しなければならない。上記の

期限までに未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

(3) 提出書類の無効

本入札説明書に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した又は不備がある提案書類は、受理せず無効とする。

(4) 不備があった場合の取扱い

一旦受理した提案書類において形式的な不備が発見された場合は、提案者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取った提案者が提出期限までに整備された提案書類を提出できない場合は、提案書類は無効とする。

## 7 参加申請手続き

(1) 受付期限

令和5年3月7日（火）17時

（ただし、受付は開庁日の9時から12時、13時から17時までとする。）

(2) 電子調達システムによる場合

当該システムに定める手順に従い、手続きを行うこと。この際、別紙3「競争参加資格等確認関係書類」に示した証明書類等を当該システムで添付可能な電子ファイル形式（PDF又はJPG）にして添付すること。なお、システム上、ファイルは一度しか送付できないので留意すること。

(3) 紙による場合

別紙3「競争参加資格等確認関係書類」で示す書類及び別紙8「電子入札案件の紙入札方式での参加について」を下記8（1）イまで、原則持参により提出すること。

また、郵送（書留郵便に限る。）による提出の場合は、封筒に担当者の職氏名及び連絡先を明記し、下記8（1）イあてに受付期限の前日までに到着するよう送付しなければならない。

上記の期限までに未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

(4) 入札に参加しない場合

入札説明書及び仕様書を確認の上、入札に参加しない場合については、入札説明書及び仕様書は令和5年3月7日（火）17時まで上記4（1）に返却すること。

## 8 入札書の提出場所等

(1) 入札書の受領期限、提出場所・方法等

ア 入札書の受領期限

令和5年3月8日（水）12時

（ただし、受付は開庁日の9時から12時、13時から17時、最終日は12時までとする。）

イ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒460-8507

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館3階

愛知労働局総務部総務課会計第一係 担当：園田

電話：052-972-0262

ウ 入札書の提出

① 電子調達システムによる場合

当該システムに定める手順に従い入札書を作成し、提出しなければならない。なお、通信状況により入札書等が到着しないおそれがあるので、期限までに余裕をもって入札書等の提出を行うこと。

② 紙による場合

入札書は別紙1の様式により作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、あて名（支出負担行為担当官愛知労働局総務部長あて）及び「令和5年3月17日開札「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（愛知県）」入札書在中」と朱書きしたものを、上記8（1）イに原則持参により提出しなければならない。また、本件においては新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため開札の立会いは行わないこととするため、再度入札に備え、2回目の入札書も提出すること（その場合は封筒の封皮に「2回目」と記入し、何回目の入札書かわかるようにすること。また、1回目の開札で落札者が決定した場合は、2回目の入札書は応札者に返却するものとする。）。封筒の作成については、別紙9「封筒表記要領」を参考にすること。

また郵送（書留郵便に限る。）により提出する場合は、封筒に担当者の職氏名及び連絡先を明記したうえで、上記8（1）アの受領期限の前日までに到着するように送付しなければならない。期限までに未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

エ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

(2) 代理人による入札

ア 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

イ 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、別紙4「委任状」を入札書が入った封筒とは別に提出しなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ 当該資格審査が開札日時までに終了しない又は資格を有すると認められなかったときは、

当該入札書は無効とする。

ウ 代理人による入札において、入札時まで委任状の提出がない場合は、当該入札書は無効とする。

エ 別紙5及び別紙6の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

(5) 入札書及び競争参加資格等確認関係書類等の日付は提出日とする。

9 企画提案会の開催

有効な提案書類等を提出した者は、技術審査委員会に対する企画内容等の説明を行う。

(1) 開催日時及び場所

令和5年3月14日（火）13時30分

愛知県名古屋市中区錦二丁目14番25号 ヤマイチビル3階

名古屋中公共職業安定所 あいちマザーズハローワーク セミナールーム

なお、開催日時及び場所が変更となる場合は、参加者に別途周知するものとする。

(2) 内容

提案書に基づく企画内容の説明及び質疑応答。パソコン、プロジェクター等の機材は使用できないので、提出された提案書のみを用いた説明とする。

(3) 時間

説明時間15分 質疑応答時間10分

(4) 出席者数

1機関あたり2名以内

(5) その他

応募者多数の場合は、企画提案会開催前に企画提案書に基づいて書類選考を実施する。書類選考の採否については、決定後連絡するものとする。

10 開札の取扱い

(1) 開札日時及び場所

令和5年3月17日（金）11時30分

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館2階

愛知労働局北大会議室

(2) 電子調達システムによる開札

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

(3) 紙入札方式による開札



本件においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、開札の立会いは不可とする。

#### (4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札（1回）を行う。再度入札に参加する場合は、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとし、紙入札については、予め受理した入札書をもって参加の意思があるものとする。上記電子調達システムにおける再入札通知書に示す時刻までに応札がない場合、又は、紙入札の場合で2回目の入札書の提出がない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

なお、再度入札を行っても落札者がいない場合は、不落として処理する。

#### (5) 低価格落札者の決定に係る注意事項

落札者となるべき者の入札価格が予定価格の10分の6を乗じて得た額に満たない場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるため、予決令第86条第1項に基づき、調査することとしている。

なお、調査項目については、以下の通りであること。

- ① 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性
- ② 当該契約の履行体制
- ③ 当該契約期間中における他の契約請負状況
- ④ 手持機械その他固定資産の状況
- ⑤ 国及び公共団体等に対する契約履行状況
- ⑥ 経営状況
- ⑦ 信用状況
- ⑧ 個人情報取扱いに関する事項（セキュリティ体制等）

以上の項目を調査した結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められた場合には、予決令第86条第2項に基づき、契約審査委員の審査を受けることとしていること。

また、入札者は、上記調査に協力する義務があるので、入札の際は注意すること。

なお、以上の調査及び調査結果から当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる場合には、予決令第88条第1項に基づき次順位者とする。

おって、次順位者以降の入札者においても、入札価格が予定価格の10分の6を乗じて得た額に満たない場合は同様の調査を行うこととする。

## 11 その他

### (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札者に要求される事項

入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### (3) 留意事項

- ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- イ 契約関係書類について虚偽の記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴収する可能性があること。

### (4) 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

- ア 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

- イ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- ウ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又は電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

### (5) 契約書の作成等

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- イ 契約書を作成する場合において、必要があると認めるときは、まず、当該契約の相手方が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記11(5)イの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- オ 契約締結後、国は契約に係る情報（契約日、契約相手方の名称、住所、法人番号及び契約金額等）を公表する。
- カ 令和5年度予算が令和5年4月3日までに成立しない場合には、契約期間及び契約内容等について別途協議することとする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

### (6) 支払方法

適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払う。

- ・調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク 0570-000-683
- ・ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記8(1)イに連絡すること。なお、通信は時間の余裕をもって行うこと。

### 13 提出書類及び提出期限

(1) 入札参加届受付：令和5年3月7日(火) 17時まで

ア 電子入札案件の紙入札方式での参加について(別紙8)：1部

※紙入札方式で入札に参加する場合のみ

イ 競争参加資格等確認関係書類(別紙3を参照)

別紙3の1に記載されている提出書類：各1部

(2) 入札書受付：令和5年3月8日(水) 12時まで

ア 入札書(別紙1)：1部

イ 委任状(別紙4)：1部

※紙入札方式で入札に参加し必要である場合のみ

(3) 提案書類：令和5年3月8日(水) 12時まで

ア 提案申請書(別紙2)：1部

イ 提案書(※別添3に留意すること)：7部(原本1部、写し6部)

ウ 添付書類(提案者の概要が分かる資料、提案書の記載内容に係る参考資料)：7部(原本1部、写し6部)

※1 13(3)イ及びウの写し6部については、会社名や会社のロゴマークをマスキングする等により、提案者が特定されないようにした上で提出すること。

※2 上記13(1)ア「電子入札案件の紙入札方式での参加について」、イ「競争参加資格等確認関係書類」、(2)ア「入札書」及びイ「委任状」については上記8(1)イに、上記13(3)ア「提案申請書」、イ「提案書」及びウ「添付書類」については上記4(1)に提出すること。

※3 本事業において実施する技術審査の評価項目の中に、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価する項目があるため、該当するものがあれば提案書に併せて以下の書類の写しを各1部提出すること。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定(えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書

※ 労働時間の基準を満たすものに限る。

② 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく認定(くるみん認定、トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定(ユースエール認定)に関する基準適合事業主認定通知書

④ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届

さらに、評価項目の中に、賃上げの実施を表明した企業等を評価する項目があるため、該当する場合は「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（別紙10又は別紙11）を提出すること。「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出し、評価項目に係る加点を受けた場合は、裏面の（留意事項）に基づき、事業年度等（事業年度及び暦年）が終了した後、速やかに「法人事業概況説明書」若しくは「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を上記4（1）担当者に提出すること。

#### 14 その他留意事項

- （1）入札書、提案書類の用紙サイズは、A4を原則とする。なお、提案書の作成においては、別添3「「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（愛知県）」提案書類作成要領」を確認すること。
- （2）入札書、提案書類の作成、提出等に関する費用は、入札者の負担とする。
- （3）入札書、提案書類に係る文書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （4）入札書、提案書類に虚偽の記載をした場合は、提案書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- （5）提案書類の取扱い
  - ア 提出した提案書類を支出負担行為担当官の許可なく公表又は使用してはならない。
  - イ 提出された提案書類は返却しない。
  - ウ 提出された提案書類及びその複製は、支出負担行為担当官の選定作業以外に入札者に無断で使用しないものとする。
- （6）入札書、提案書類の提出後においては、原則として提案書類に記載された内容の変更を認めない。また、提案書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病気休暇・死亡及び退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等级以上の担当者として支出負担行為担当官が認める者でなければならない。
- （7）提案書類の作成のために支出負担行為担当官より受領した資料は、支出負担行為担当官の了承なく公表又は使用してはならない。
- （8）提案書類を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、事項に従って質問を行うこと。
- （9）委託に係る費用は、業務完了後、契約書に定めるところにより支払うものとする。
- （10）委託事業は、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、作業の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、あらかじめ支出負担行為担当官の承認を受けること。
- （11）受託者は、業務において知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。
- （12）受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

## 第2 総合評価に関する事項

### 1 業務内容の仕様

仕様書のとおりとする。

### 2 総合評価に関する事項及び方法

別添4「「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（愛知県）」に係る評価項目及び評価手順」のとおりとする。

## ◎様式等

別紙1 入札書（紙参加）

別紙2 「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（愛知県）」総合評価落札方式による一般競争入札提案申請書

別紙3 競争参加資格等確認関係書類

別紙4 委任状（紙参加）

別紙5 競争参加資格に関する誓約書

別紙6 暴力団等に該当しない旨の誓約書

別紙7 保険料納付に係る申立書

別紙8 電子入札案件の紙入札方式での参加について（紙参加）

別紙9 封筒表記要領（紙参加）

別紙10 従業員への賃金引上げ計画の表明書【大企業用】

別紙11 従業員への賃金引上げ計画の表明書【中小企業等用】

別添1 「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（愛知県）」委託要綱

別添2 「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（愛知県）」仕様書

別添3 「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（愛知県）」提案書類作成要領

別添4 「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（愛知県）」に係る評価項目及び評価手順

# 入 札 書

¥ \_\_\_\_\_

案件名：介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（愛知県）

上記のとおり入札説明書を承諾のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

代理人

支出負担行為担当官  
愛知労働局総務部長 殿

注 入札価格は、消費税等を含まない金額を記入すること。

「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（愛知県）」  
総合評価落札方式による一般競争入札提案申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
愛知労働局総務部長 殿

商号又は名称  
代表者職氏名

「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（愛知県）」の委託先として総合評価落札方式による一般競争入札に応募いたしたく、提案書類一式を申請いたします。

所在地	〒		
設立年月日	大正 昭和 年 月 日 平成 令和	労働者数	人

【別紙2の添付書類の参考様式】

直近における類似事業の実績有無  
及び有の場合の実施時期及び事業内容

直近における類似事業の実績有無 ( 有 ・ 無 )			
過去における類似事業に関わる契約実績			
事業名	契約期間	事業内容及び概要、本事業との類似性	契約金額等
	自至		千円
	自至		千円
	自至		千円
	自至		千円
	自至		千円

財務諸表

今期の見込み及び過去の実績			
項目	令和4年度 (確定・見込) / ~ /	令和3年度 (確定) / ~ /	令和2年度 (確定) / ~ /
売上高	千円	千円	千円
当期損益又は年度損益	千円	千円	千円
前年度繰越損益	千円	千円	千円
年度末未処分利益	千円	千円	千円
年度末借入金残高	千円	千円	千円

添付資料：会社概要、貸借対照表、損益計算書



## 競争参加資格等確認関係書類

### 1 提出書類

- (1) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写
- (2) 誓約書及び添付書類（別紙5及び別紙6）
- (3) 保険料納付に係る申立書（別紙7）
- (4) 電子入札案件の紙入札方式での参加について（別紙8） ※ 紙入札の場合のみ
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく令和4年の障害者雇用状況報告書の写し。法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇入れ計画の写し（障害者雇入れ計画の作成命令を受けていない場合は、現在の状況について障害者雇用状況報告に準じた文書。なお法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいることを示す書類）。ただし、常用労働者数が43人以下の事業主については様式1。
- (6) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく令和4年の高年齢者雇用状況報告書の写し。令和4年の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の場合は、高年齢者雇用確保措置を定め、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写し（適法に就業規則を提出していない場合にあっては、高年齢者雇用確保措置を講じていることを示す書類）。
- (6) 関係会社（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち、「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」をいう。）がある場合には、当該関係会社に係る一覧表（様式2）

### 2 提出部数 各1部

### 3 提出期限 令和5年3月7日（厳守）

※ 郵送（書留郵便に限る。）による場合は、令和5年3月6日（月）必着

## 障害者の雇用状況に関する報告書

介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業(愛知県)に係る入札に参加するに当たり、令和4年6月1日現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し上げます。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

愛知労働局総務部長 殿

A 事業主	(ふりがな) 氏名	( )	住所	〒
	(法人にあっては 名称及び代表者 の氏名)		(法人にあっては 主たる事務所の 所在地)	(Tel - - )
B 雇 用 の 状 況	① 常用雇用労働者の数			
	(イ) 常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く)			人
	(ロ) 短時間労働者の数			人
	(ハ) 常用雇用労働者の数 [イ+(ロ×0.5)]			人
	(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数			人
	② 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
	(ホ) 重度身体障害者の数			人
	(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数			人
	(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数			人
	(チ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数			人
	(リ) 身体障害者の数 [(ホ×2)+ヘ+ト+(チ×0.5)]			人
	(ス) 重度知的障害者の数			人
	(ル) 重度知的障害者以外の知的障害者の数			人
	(ワ) 重度知的障害者である短時間労働者の数			人
	(ヅ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数			人
	(カ) 知的障害者の数 [(ヌ×2)+ル+ワ+(ヅ×0.5)]			人
	(コ) 精神障害者の数			人
	(ク) 精神障害者である短時間労働者の数			人
	(ケ) (ク)のうち欄外注1及び注2に該当する者の数			
	(セ) 精神障害者の数 [ヨ+(ケ-ル)×0.5]+レ]			人
③	計 [②のリ+②のカ+②のソ]			人
④	実雇用率(③/①のニ×100)			%

注1 対象年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること。

注2 対象年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

注3 上記に該当する場合であっても、次の点に留意すること。

① 精神障害者が退職した場合であって、その退職後3年以内に、退職元の事業主と同じ事業主(※)に再雇用された場合は、特例の対象とはならないこと。

※ 退職元の事業主が、子会社特例やグループ適用、関係子会社特例又は特定事業主特例の適用を受けている場合は、その特例を受けているグループ内の他の事業主も「退職した事業主と同じ事業主」とみなす。

② 療育手帳を交付されている者又は判定機関により知的障害があると判定されていた者が、雇入れ後、発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、療育手帳の交付日又は当該判定機関による判定の日を精神障害者保健福祉手帳の交付日とみなすこと。

(様式2)

## 関係会社一覧表

### 1. 一般競争参加事業者

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

### 2. 関係会社

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

(記載上の注意)

「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

## 委 任 状

(住所)

---

私は、(氏名) \_\_\_\_\_ を代理人と定め下記案件  
の入札、見積り及び開札への立会に関する一切の権限を委任します。

### 記

案件名：介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（愛知県）

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

代理人

支出負担行為担当官  
愛知労働局総務部長 殿

## 競争参加資格に関する誓約書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたものうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
- 3 入札書提出時において、過去3年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- 4 以下の①、②のいずれにも該当しないこと。
  - ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者であること。
  - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）であること。
- 5 事業の実施にあたっては、各種法令を遵守すること。
- 6 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 7 前記1から6について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

愛知労働局総務部長 殿

【別紙5の報告の参考様式】

該当項目

《記載項目の例》

- ・ 命令若しくは処分等の概要
- ・ 命令若しくは処分等があった年月日
- ・ 命令若しくは処分等を受けた会社名
- ・ 原処分庁
- ・ 命令若しくは処分等を受けた理由

## 誓 約 書

私

当社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

令和 年 月 日

住所(又は所在地)

社名又は代表者名

※個人の場合は生年月日が明らかとなる資料を、法人の場合は役員の名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。





## 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

支出負担行為担当官

愛知労働局総務部長 殿

注) 各保険料のうち労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
愛知労働局総務部長 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムによる入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 案件名：介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業  
(愛知県)
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例)

- ・認証カードの申請中であるが、手続きが遅れているため

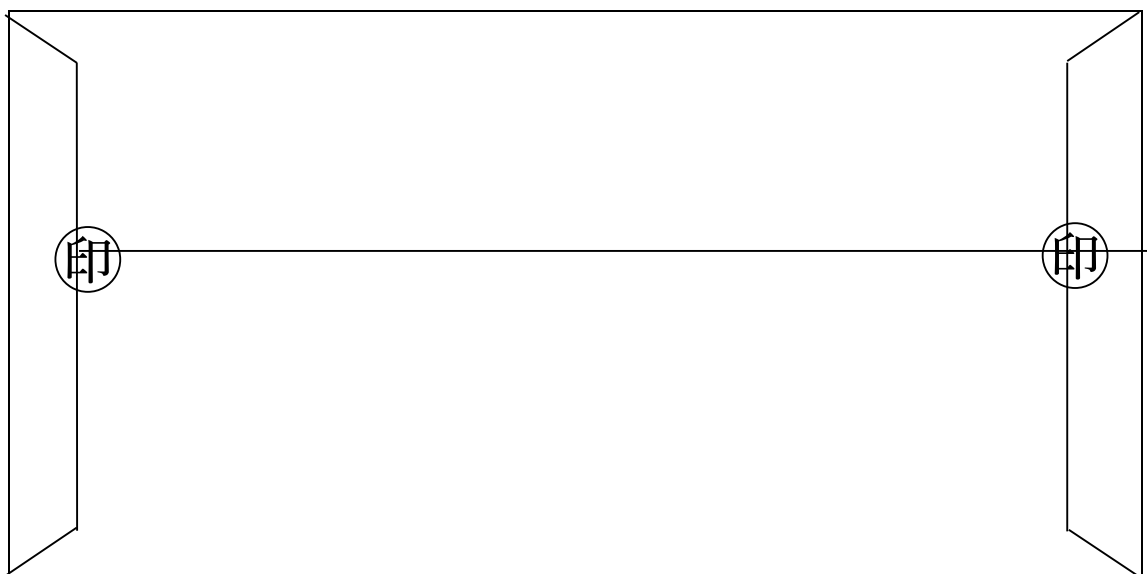
## 封筒表記要領

(表)

支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 殿	入札書 在中
令和5年3月17日開札 件名：介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（愛知県）	
	入札者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 代理人氏名

\*全て朱書き

(裏)



\*とじしろは糊で貼ること

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）  
（又は〇年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対  
前年）増加率3%以上とすること  
を表明いたします。  
（又は 従業員と合意したことを表明いたします。）

令和 年 月 日  
株式会社〇〇〇〇  
（住所を記載）  
代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日  
株式会社〇〇〇〇  
従業員代表 氏名 〇〇 〇〇 印  
給与又は経理担当者 氏名 〇〇 〇〇 印

※ 下線部については、実情に応じて括弧内の記載を選択すること。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）  
（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率1.5%以上と  
すること  
を表明いたします。  
（従業員と合意したことを表明いたします。）

令和 年 月 日  
株式会社○○○○  
（住所を記載）  
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法に  
よって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日  
株式会社○○○○  
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印  
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

※ 下線部については、実情に応じて括弧内の記載を選択すること。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。  
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。